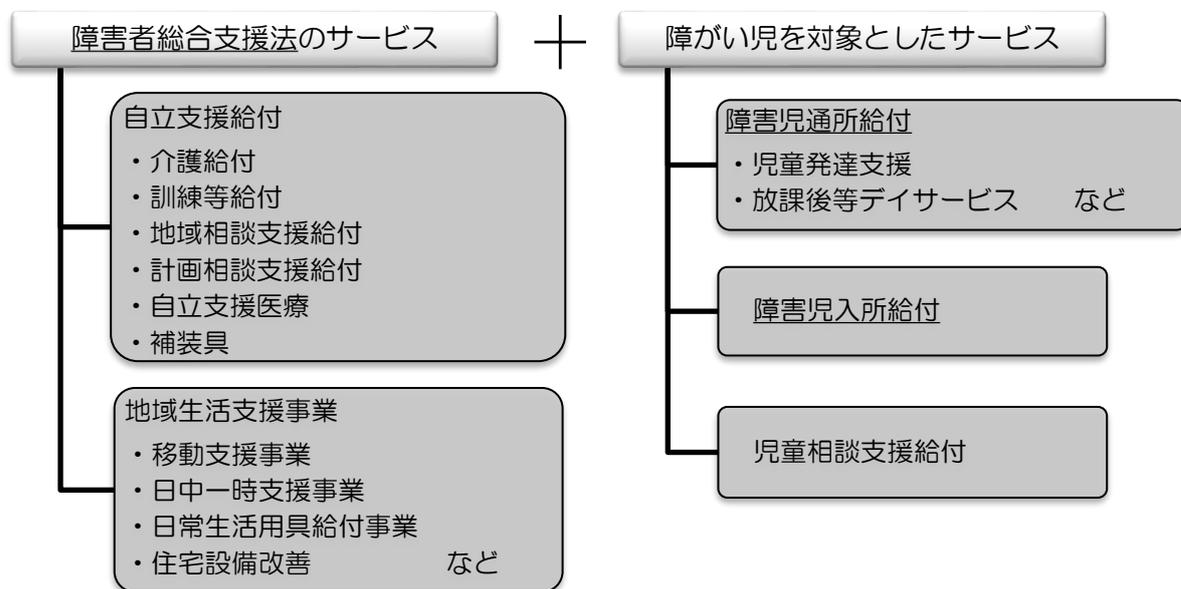


障害者総合支援法・児童福祉法のサービス

平成 25 年 4 月から、障がい者の定義への難病等の追加など、それまでの障害者自立支援法が、障害者総合支援法とされました。平成 26 年 4 月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化などが実施され、平成 30 年 4 月からは自立生活援助等新たなサービスが追加されました。



——障がい者を対象としたサービス——

障害者総合支援法に規定される、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）、難病等（17～18 ページ）を対象としたサービスには、「自立支援給付」「地域生活支援事業」のほか、児童福祉法に規定される、障がい児を対象としたサービスがあります。ここでは、国の事業である「自立支援給付」と「障がい児を対象としたサービス」の利用手続きと、市の事業である「地域生活支援事業」の利用手続きについて説明します。

1. 自立支援給付

自立支援給付のサービスの種類及び対象は次のとおりです。

介護給付については障害支援区分（詳しくは 3 ページ）の認定が必要です（児童については不要）。

	サービス名	内容	対象者
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や調理・洗濯及び掃除などの家事を行います。	障害支援区分（以下「区分」という）1 以上の方
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者（①）、重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者（②）で、常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	①区分が 4 以上で、二肢以上に麻痺があり、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「見守り」～「介助が必要」と認定されている方 ②常時介護を要する方（区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が 10 点以上）
	同行援護	視覚障がいの方の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護その他必要な援助を行います。	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する視覚障がい者、これに相当する程度の障がいを有する児童
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	区分 3 以上で、知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する、常時介護を必要とする方

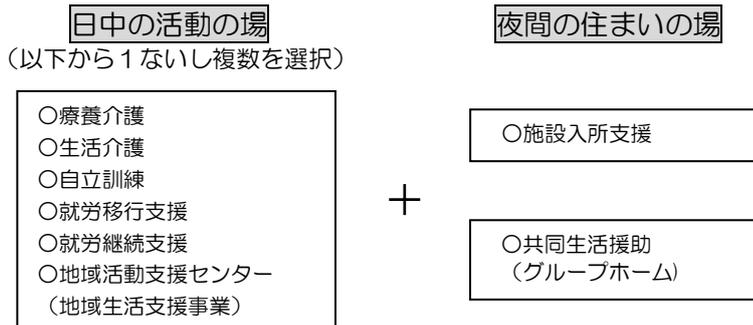
介 護 給 付	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護 等複数のサービスを包括的にを行います。	区分6で、以下にあてはまる方 ① 四肢麻痺寝たきりで人工呼吸器を装着 している方 ② 四肢麻痺寝たきりで愛の手帳1度の重 度心身障がい者 ③ 強度行動障がい
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに短期 間、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等 を行います。	区分1以上の方
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機 関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護 及び日常生活の世話をを行います。	① 区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器 を装着している方 ② 区分5以上で、進行性筋萎縮症または 重度心身障がいの方など
	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、 排せつ、食事の介護等を行うとともに、創 作的活動又は生産活動の機会を提供しま す。	① 区分3以上（障害者支援施設入所者は 区分4以上）の方 ② 50歳以上で、区分2以上（障害者支 援施設入所者は区分3以上）の方
	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、 排せつ、食事の介護等を行います。	① 生活介護を利用している区分4（50 歳以上は区分3）以上の方 ② 自立訓練・就労移行支援を利用してい る方のうち、通所が困難である方
訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよ う、一定期間、身体機能または生活能力の 維持・向上のために必要な訓練を行います。	左記の支援が必要な身体障がいの方
	自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよ う、一定期間、生活能力の維持・向上のた めに必要な訓練を行います。	左記の支援が必要な知的障がい又は精神障 がいの方
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定 期間、就労に必要な知識及び能力の向上の ために必要な訓練を行います。	65歳未満で、雇用が見込まれる方
	就労継続支援 (A型) (雇用型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場 を提供するとともに、知識及び能力の向上 のために必要な訓練を行います。	65歳未満で、当該事業所で、雇用契約に よる就労が可能と見込まれる方
	就労継続支援 (B型) (非雇用型)	一般企業等での就労が困難な方や、一定年 齢に達している方に、働く場を提供すると ともに、知識や能力の向上のために必要な 訓練を行います。	生産活動に係る知識及び能力の向上・維持 が期待される方
	就労定着支援	就労に伴う環境変化により生じた生活面の 課題の解決に向け、企業・自宅への訪問等 により、必要な連絡調整や助言等の支援を 行います。	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就 労継続支援を利用して一般就労した障がい 者等で、生活面の課題が生じている方
	自立生活援助	定期的な自宅訪問により利用者の状況把握 を行い、必要な情報提供や助言、医療機関 との連絡調整などを行います。	① 障害者支援施設やグループホーム、精 神病院等から一人暮らしに移行した方 ② 家族が障がい者等で支援が見込めない 方のうち、支援が必要な方
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間、共同生活を営むべき住居に おいて、相談、入浴、排せつまたは食事の 介護その他の日常生活上の援助を行いま す。	① 身体障がい者 ② 知的障がい者 ③ 精神障がい者 ④ 難病患者	
地 域 相 談 支 援 給 付	地域移行支援	障害者支援施設及び精神科病院等に入所・ 入院している障がいのある方について、住 居の確保やその他の地域において生活する ための活動に関する相談を行います。	① 障害者支援施設、精神科病院、保護施 設、矯正施設等を退所する障がい者 ② 児童福祉施設を利用する18歳以上の 方
	地域定着支援	居宅において单身等で生活する障がいのある 方について、常時連絡体制を確保し、障 がいの特性に起因して生じた緊急事態等 の際に相談、緊急訪問などを行います。	左記の支援が必要な方

計画相談支援給付	計画相談支援	障害福祉サービスの支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成し、支給決定及び変更の後、サービス事業者との連絡調整、計画の作成を行います。また、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。	障害福祉サービスを利用する方
----------	--------	---	----------------

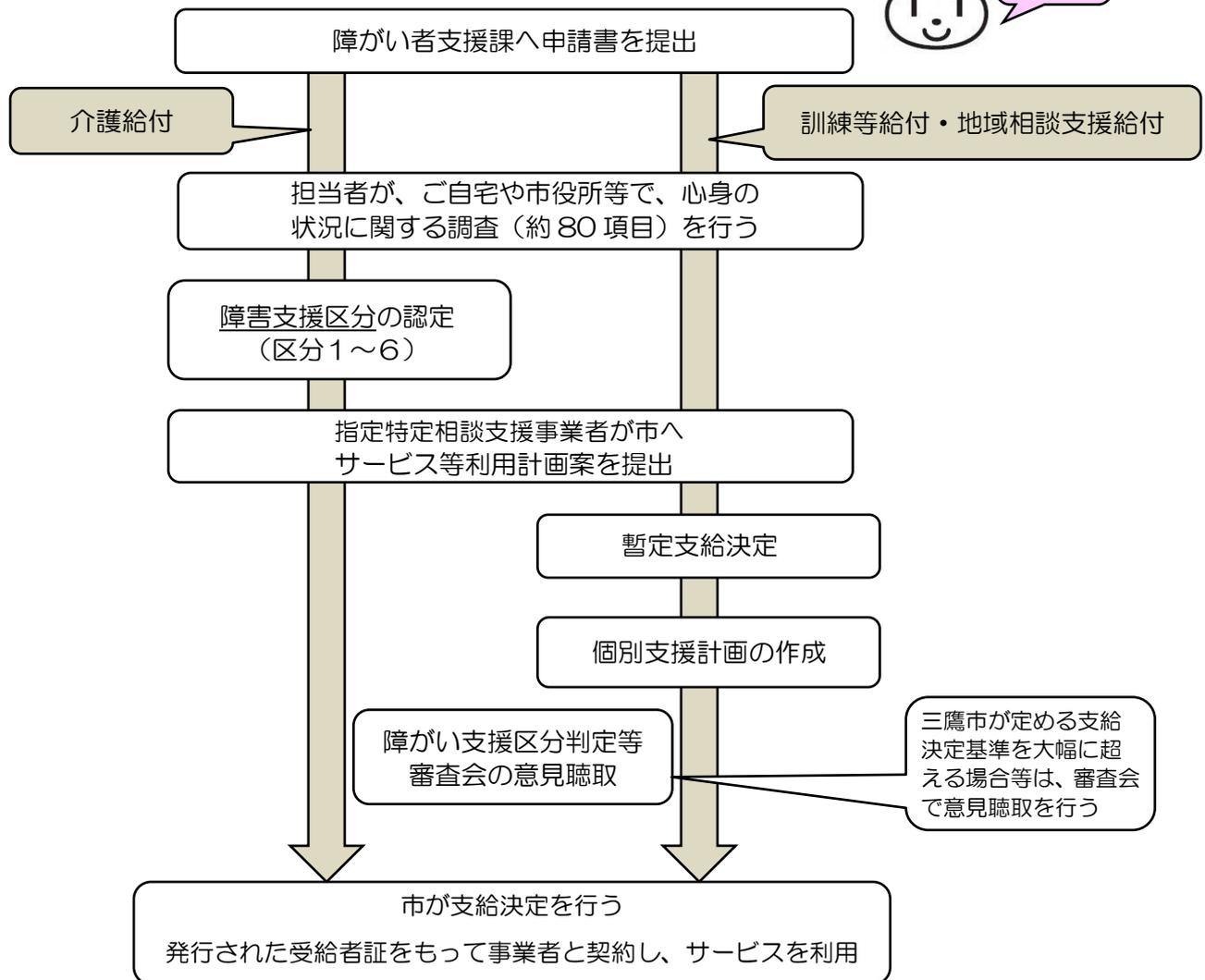
【日中活動と住まいの場の組み合わせ】

施設入所サービスを、日中の活動の場（日中活動事業）と夜間の住まいの場（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

例えば、障害者支援施設に入所している方は、日中活動事業の生活介護事業と居住支援事業の施設入所支援を組み合わせる利用することができます。



● 「自立支援給付」の手続きの流れ



障害支援区分とは

障がい者等の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを示す区分（区分1～6：区分が高いほど必要度が高い）です。障がいの多様な特性その他心身の状況に関する調査と、障がい支援区分判定等審査会での総合的な判定を踏まえて市が認定します。

●「自立支援給付」の利用者負担

利用した福祉サービスには、以下の利用者負担が生じます。

定率負担	利用した福祉サービス費の一割を負担します。
実費負担	施設での食費・光水熱費などは実費負担となります。

【負担上限月額】

所得に応じてひと月あたりの上限額が設定されます。負担上限月額以上の支払は発生しません。負担上限月額は障がい者等の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額となっています。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯（所得割額16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※収入を判断する世帯の範囲は、18歳以上の障がい者（施設に入所する18、19歳を除く）とその配偶者です（ただし、生活保護受給世帯については、住民基本台帳での世帯。）。

【利用者負担の軽減】

以下のとおり、利用者負担を軽くする仕組みが設けられています。

① 通所サービスを利用する場合

◆ 三鷹市独自軽減

所得区分が一般1の世帯の障がい者の方に対し、4,600円を超える利用者負担月額を助成します。

◆ 食費等実費負担額の軽減措置

所得区分が低所得及び一般1の世帯の方は、通所サービスの食費の実費負担が食材料費のみ（実際にかかる額の約3分の1）になります。

② 入所施設を利用する場合.

◆ 医療型個別減免

療養介護を利用する方は、福祉サービス費の利用者負担、医療費、食事療養費を合算して利用者負担等の上限額が設定され、それ以上は減免されます。

◆ 食費等実費負担額の軽減措置

20歳以上で入所施設を利用する低所得者の方は、定率負担と食費・光熱水費を支払っても、最低月25,000円は手元に残るように補足給付が行われます。

◆ 食事提供体制加算

所得区分が低所得者及び一般1の世帯の方が通所施設、ショートステイを利用した時の食費の一部を補助します。

③ グループホームを利用する場合

◆ 家賃助成

知的障がい者及び身体障がい者のグループホームを利用する方のうち、一定以下の収入の方に對して家賃を助成します。

◇ 助成額	・国制度 ※障がいの種別を問いません。	10,000 円以内
	・東京都制度	14,000 円以内
	・三鷹市独自助成(都制度の助成額を差し引いた家賃の 1/2)	10,000 円以内

◆ 施設借上費

精神障がい者及び通過型のグループホームを利用する方の家賃を助成します。

◇ 助成額	・国制度 ※障がいの種別を問いません。	10,000 円以内
	・住宅扶助 ※生活保護を受けている方のみ対象	43,700 円以内
	・施設借上費 (グループホームに対して助成)	69,800 円以内

④ 定率負担の軽減

◆ 高額障害福祉サービス費

複数の障害福祉サービスを利用した際の負担額の合計額が、基準額を超えたときに、超えた部分を払い戻します。

◆ 新高額障害福祉サービス費

65 歳になるまでの 5 年以上引き続き介護保険相当障害福祉サービスを受けていた方のうち、障害支援区分 2 以上で市民税非課税および生活保護受給世帯の方が介護保険に移行した場合、介護保険の利用者負担を軽減します。

なお、65 歳に達する前に介護保険法による保険給付を受けていた場合は対象外です。

◆ 生活保護への移行防止策

定率負担や食費等を負担することにより、生活保護の対象になる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額や食費等実費負担額が引き下げられます。

窓 □ 障がい者支援課 障がい者相談係 ☎ 0422-45-1151 内) 2653~2655

2. 地域生活支援事業

地域生活支援事業のサービスのうち、主なものを紹介しています。

それぞれの種類及び対象は次のとおりです。

移動支援	屋外での移動が困難な障がい者（児、ただし児童は小学生以上）に、地域での自立生活、社会参加を促すことを目的として、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等を支援します。	① 屋外での移動に制限のある視覚障がい者（児） ② 肢体不自由の障がいの程度が 1 級に該当し、両上肢及び両下肢の機能障がいがある全身性障がい者（児） ③ 知的障がい者（児） ④ 精神障がい者（児）
日中一時支援	障がい者（児）に日中の活動の場を提供するとともに、障がい者等の家族の就労支援や一時的な休息による家族支援を目的とします。	① 身体障がい者（児） ② 知的障がい者（児） ③ 精神障がい者（児）

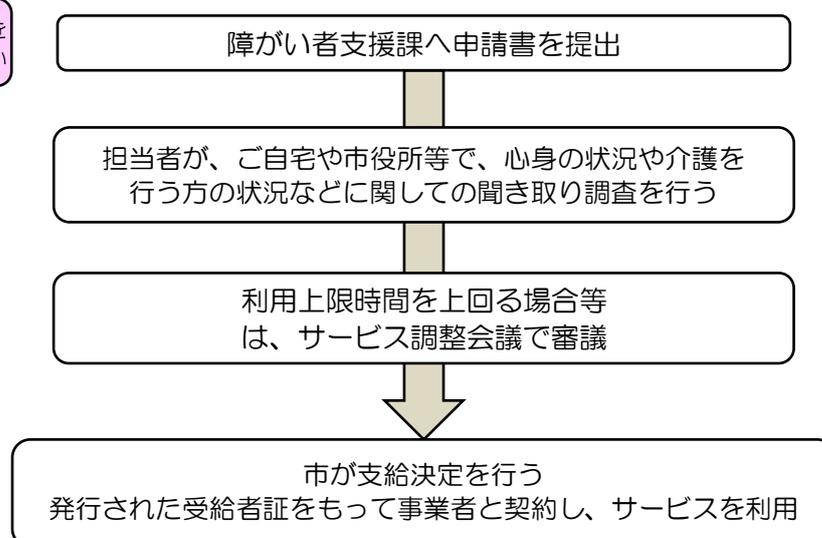
●移動支援の利用上限時間

年齢（学年）	1ヶ月の利用上限時間
小学校1年生～3年生	おおむね10時間
小学校4年生～6年生	おおむね15時間
中学生・高校生	おおむね20時間
成人	おおむね25時間

●「地域生活支援事業」の手続きの流れ



マイナンバーを
ご提示ください



●「地域生活支援事業」の利用者負担

1割の定率負担です。

ただし、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯は、定率負担が0%です。

負担が大きくなりすぎないように、所得に応じて設定される、ひと月あたりの上限額（負担上限月額）は以下のとおりです。

世帯の収入状況	負担割合	負担上限月額
生活保護受給世帯	なし	0円
市民税非課税世帯	なし	0円
市民税課税世帯	10%	37,200円

窓 □ 障がい者支援課 障がい者相談係 ☎ 0422-45-1151 内) 2653～2655

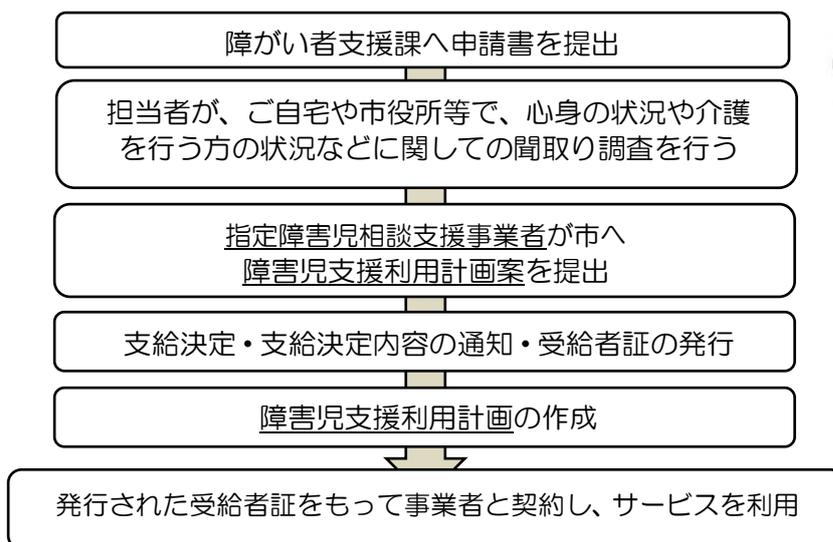
——障がい児を対象としたサービス——

児童福祉法に規定される障がい児を対象とした施設・事業のうち、通所サービスの支給を区市町村が行っています。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

サービスの種類及び対象は次の表のとおりです。

	サービス名	内容	対象者
障害児通所支援 (区市町村)	児童発達支援	様々な障がいがある方が身近な地域で支援を受けられます。2類型に大別されます。 ① 児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域で生活する障がい児や家族への支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神障がいのある児童（発達障がいを含む）
	医療型児童発達支援	② 児童発達支援事業 通所利用の障がい児に対する支援を行う身近な療育の場です。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神障がいのある児童（発達障がいを含む）
	居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。	重度の障がいや感染症にかかりやすい等、外出が著しく困難な児童
	放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障がい児の自立を支援するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神障がいのある児童（発達障がいを含む）
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。	保育所等を現在利用中、あるいは今後利用する予定の障がい児
障害児入所支援給付 (都道府県)	福祉型障害児入所施設	施設に入所する児童の保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。	
	医療型障害児入所施設	施設に入所する児童の保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。	
障害児相談支援給付	障害児相談支援	サービスの支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成し、支給決定及び変更の後、サービス事業者との連絡調整、計画の作成を行います。また、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。	障害福祉サービス、児童福祉サービス及び地域生活支援事業を利用する児童

● 「障がい児を対象としたサービス」の手続きの流れ



● 「障がい児を対象としたサービス」の利用者負担

サービスを利用した際は、以下の利用者負担が生じます。

定率負担	利用した福祉サービス費の一角を負担します。
実費負担	施設での食費・光水熱費などは実費負担となります。

【負担上限月額】

定率負担については、負担が大きくなりすぎないように、所得に応じて一月あたりの上限額（負担上限月額）が設定されます。上限額以上の支払は発生しません。負担上限月額は、障がい者等の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額となっており、以下のとおりです。

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市民税非課税世帯		0円
一般1	市民税課税世帯 (所得割 28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用者の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

※障がい児（施設に入所する 18、19 歳を含む）の収入を判断する世帯の範囲は、保護者の属する住民基本台帳での世帯です。

【利用者負担の軽減】

◆ 就学前の障がい児の発達支援の無償化について

当該年度の4月1日現在で3歳から5歳までの児童の児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の利用者負担が無償化の対象となります。利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただきます。

◆ 就学前の障害児通所支援にかかる利用者負担の多子軽減措置

就学前の児童がいる世帯で、複数の未就学児童が障害児通所支援、保育所、幼稚園等を利用しており、2人目以降の児童が障害児通所支援を利用している場合に、障害児通所給付費にかかる利用者負担額を軽減します。ただし、年収約 360 万円未満相当の世帯については、未就学児に限らず、2人目以降の児童が障害児通所支援を利用している場合に、障害児通所給付費にかかる利用者負担額を軽減します。

- ◇ 助成内容 ・対象となる児童が第2子の場合 自己負担の割合が 100 分の 5
- ・対象となる児童が第3子以降の場合 無償

窓 □ 障がい者支援課 障がい者相談係 ☎ 0422-45-1151 内) 2653~2655